

久喜市議会
平成25年9月定例会議案

議 案 目 録

議案第 87号	平成24年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定 について	1
議案第 88号	平成24年度久喜市国民健康保険特別会計歳入 歳出決算認定について	2
議案第 89号	平成24年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出 決算認定について	3
議案第 90号	平成24年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳 入歳出決算認定について	4
議案第 91号	平成24年度久喜市下水道事業特別会計歳入歳 出決算認定について	5
議案第 92号	平成24年度久喜市農業集落排水事業特別会計 歳入歳出決算認定について	6
議案第 93号	平成24年度久喜市土地区画整理事業特別会計 歳入歳出決算認定について	7
議案第 94号	平成24年度久喜市土地取得特別会計歳入歳出 決算認定について	8
議案第 95号	平成24年度久喜市水道事業会計決算認定につ いて	9
議案第 96号	平成25年度久喜市一般会計補正予算（第3号） について	10
議案第 97号	平成25年度久喜市国民健康保険特別会計補正 予算（第1号）について	11
議案第 98号	平成25年度久喜市介護保険特別会計補正予算 （第1号）について	12
議案第 99号	平成25年度久喜市後期高齢者医療特別会計補 正予算（第1号）について	13
議案第 100号	平成25年度久喜市下水道事業特別会計補正予 算（第2号）について	14
議案第 101号	平成25年度久喜市農業集落排水事業特別会計 補正予算（第2号）について	15
議案第 102号	平成25年度久喜市土地区画整理事業特別会計 補正予算（第1号）について	16

議案第 103 号	平成 25 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 2 号）について	17
議案第 104 号	久喜市税条例等の一部を改正する条例	18
議案第 105 号	久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	23
議案第 106 号	久喜市手数料条例の一部を改正する条例	25
議案第 107 号	久喜市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例	71
議案第 108 号	久喜市建築審査会条例	72
議案第 109 号	久喜市都市公園条例の一部を改正する条例	74
議案第 110 号	工事請負契約の締結について	75
議案第 111 号	工事請負契約の締結について	76
議案第 112 号	工事請負契約の締結について	77
議案第 113 号	工事請負変更契約の締結について	78
報告第 8 号	専決処分の報告について	79
報告第 9 号	平成 24 年度決算に係る財政健全化に関する比率の報告について	81

議案第 87 号

平成 24 年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成24年度久喜市一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成 25 年 9 月 3 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 88 号

平成 24 年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成24年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成 25 年 9 月 3 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 89 号

平成 24 年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成24年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成 25 年 9 月 3 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第90号

平成24年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成24年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成25年9月3日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第91号

平成24年度久喜市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成24年度久喜市下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成25年9月3日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第92号

平成24年度久喜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成24年度久喜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成25年9月3日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第93号

平成24年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成24年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成25年9月3日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第94号

平成24年度久喜市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成24年度久喜市土地取得特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成25年9月3日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第95号

平成24年度久喜市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成24年度久喜市水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成25年9月3日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第96号

平成25年度久喜市一般会計補正予算（第3号）について

平成25年度久喜市一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成25年9月3日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第97号

平成25年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

平成25年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成25年9月3日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第98号

平成25年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

平成25年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成25年9月3日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第99号

平成25年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

平成25年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成25年9月3日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第100号

平成25年度久喜市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

平成25年度久喜市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成25年9月3日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第101号

平成25年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

平成25年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成25年9月3日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 102 号

平成 25 年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）について

平成 25 年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 25 年 9 月 3 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 103 号

平成 25 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 2 号）について

平成25年度久喜市水道事業会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

平成 25 年 9 月 3 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第104号

久喜市税条例等の一部を改正する条例

(久喜市税条例の一部改正)

第1条 久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の一部を次のように改正する。

附則第16条の3第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第16条の4第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第17条第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第18条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第19条第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第20条の2第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第20条の4第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

第2条 久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第47条の2第1項中「を該当年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第47条の5第1項中「当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額」に改める。

附則第6条第4項及び附則第6条の2第4項中「第20条の2第1項」を「第20条第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改める。

附則第16条の3の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第33条第1項」に、「配当所得の金額(以

下」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下)に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第19条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第19条の2を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を

課する。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第19条の4から第20条までを削る。

附則第20条の2第2項中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改め、同条を附則第20条とする。

附則第20条の3を削る。

附則第20条の4第2項中「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に、「附則第20条の4第4項」を「附則第20条の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条第6項中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条を附則第20条の2とする。

附則第20条の5を削る。

(久喜市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 久喜市税条例の一部を改正する条例(平成25年久喜市条例第39号)の一部を次のように改正する。

附則第7条の4中「附則第19条第1項」の次に「、附則第19条の2第1項」を加え、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改める。

第4条 久喜市税条例の一部を改正する条例(平成22年久喜市条例第242号)の一部を次のように改正する。

附則第19条の3を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中久喜市税条例第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年10月1日
- (2) 第2条中久喜市税条例附則第6条、第6条の2、第16条の3、第19条から第19

条の2まで及び第19条の4から第20条の5までの改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日

(3) 第3条及び第4条の改正規定 平成29年1月1日

(経過措置)

第2条 平成28年1月1日前に発行された旧租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の市税条例(以下「新条例」という。)第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

3 新条例附則第6条、第6条の2、第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の2までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

平成25年9月3日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方税法の一部改正等に伴い、この案を提出するものであります。

議案第105号

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例(平成22年久喜市条例第64号)の一部を次のように改正する。

附則第6項の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項中「配当所得を」を「配当所得等を」に、「配当所得の金額」と、「同条」を「配当所得等の金額」と、「同条」に、「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得」を「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等」に、「配当所得の金額」とする」を「配当所得等の金額」とする」に改める。

附則第9項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項の株式等」を「特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等」に、「第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に、「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に、「附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする」に改める。

附則第10項を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第20条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則中第11項及び第12項を削り、第13項を第11項とし、第14項を削り、第15項

を第12項とし、第16項を第13項とする。

附則第17項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第14項とする。

附則中第18項を削り、第19項を第15項とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の久喜市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成25年9月3日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方税法の一部改正等に伴い、この案を提出するものであります。

議案第106号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。
第6条中「確認申請手数料」を「確認申請手数料、中間検査申請手数料」に、
「第4項まで」を「第12項まで」に、同条ただし書中「同法第18条第4項」を「同
法第6条第5項及び第18条第4項」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第2条関係)

項	事務の種別	手数料の名称	金額
1	建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査(次項に規定する審査を除く。)	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	<p>ア イ以外のもの</p> <p>(ア) 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項及び第70項アにおいて同じ。)が30平方メートル以内のもの 7,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 14,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 24,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 31,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 58,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 78,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方</p>

			<p>メートル以内のもの 235,000円</p> <p>(ク) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 420,000円</p> <p>(ケ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 777,000円</p> <p>イ 建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定(以下この項、第64項ウ及び第70項ウにおいて「構造計算適合性判定」という。)を要する場合 ア(ア)から(ケ)までの額に、構造計算適合性判定を要する1の建築物(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第81条第4項の規定により別の建築物とみなされる建築物にあっては、当該別の建築物とみなされる建築物。第64項ウ及び第70項ウにおいて同じ。)ごとに次の(ア)から(オ)での額を加算した額</p> <p>(ア) 構造計算適合性判定に係る部分の床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項、第64項ウ及び第70項ウにおいて「判定対象床面積」という。)が1,000平方メートル以内のもの</p> <p>a b以外のもので 159,000円</p> <p>b 構造計算が建築基準法第20条第2号イ又は同条第3号</p>
--	--	--	---

			<p>イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項、第64項ウ及び第70項ウにおいて「大臣認定プログラム」という。）により行われたもの</p> <p>110,000円</p> <p>(イ) 判定対象床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</p> <p>a b以外のもので 212,000円</p> <p>b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 137,000円</p> <p>(ウ) 判定対象床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p> <p>a b以外のもので 243,000円</p> <p>b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 150,000円</p> <p>(エ) 判定対象床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの</p> <p>a b以外のもので 321,000円</p> <p>b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 190,000円</p> <p>(オ) 判定対象床面積が50,000平方メートルを超えるもの</p> <p>a b以外のもので 590,000円</p> <p>b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 322,000円</p>
2	建築基準法第6条第	昇降機を含む建築	ア 昇降機を含む建築物を建築

	<p>1項の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査(申請又は通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)</p>	<p>物に関する確認申請又は計画通知手数料</p>	<p>する場合(イからエまでに掲げる場合を除く。) 前項金額の欄ア又はイの額に、昇降機1基ごとに14,000円(小荷物専用昇降機については、5,000円)を加算した金額</p> <p>イ 確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画の変更をして建築物を建築する場合 前項金額の欄ア又はイの額に、計画の変更をする昇降機1基ごとに 7,000円(小荷物専用昇降機については、4,000円)を加算した金額</p> <p>ウ 確認を受けた建築物のみの計画の変更をして建築物を建築する場合 前項金額の欄ア又はイの金額</p> <p>エ 確認を受けた昇降機のみ計画の変更をして建築物を建築する場合 計画の変更をする昇降機1基ごとに7,000円(小荷物専用昇降機については、4,000円)</p>
3	<p>建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認申請又は同法第87条の2において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知に</p>	<p>建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料</p>	<p>ア 昇降機を設置する場合(イに掲げる場合を除く。) 1基ごとに14,000円(小荷物専用昇降機については、5,000円)</p> <p>イ 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合 1基ごとに7,000円(小荷物専用昇降機については、4,000円)</p> <p>ウ 昇降機以外の建築設備を設置する場合(エに掲げる場合を</p>

	対する審査		除く。) 1の建築設備ごとに14,000円 エ 昇降機以外の確認を受けた建築設備の計画の変更をして昇降機以外の建築設備を設置する場合 1の建築設備ごとに7,000円
4	建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物に関する確認の申請又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく工作物に関する計画の通知に対する審査	工作物に関する確認申請又は計画通知手数料	ア 工作物を築造する場合(イに掲げる場合を除く。) 1の工作物ごとに12,000円 イ 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 1の工作物ごとに5,000円
5	建築基準法第7条第1項又は第18条第14項の規定に基づく建築物に関する完了検査(次項に規定する完了検査を除く。)	建築物に関する完了検査手数料	ア イ以外の場合 (ア) 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。)が30平方メートル以内のもの 14,000円 (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 17,000円 (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 24,000円 (エ) 床面積の合計が200平方

		<p>メートルを超え500平方メートル以内のもの 35,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 59,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 82,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 208,000円</p> <p>(ク) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 331,000円</p> <p>(ケ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 666,000円</p> <p>イ 同法第7条の3第5項又は第18条第19項の中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む申請の場合</p> <p>(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 12,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 15,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 23,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 33,000円</p>
--	--	---

			<p>(オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 57,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 77,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 191,000円</p> <p>(ク) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 315,000円</p> <p>(ケ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 650,000円</p>
6	建築基準法第7条第1項又は第18条第14項の規定に基づく建築物に関する完了検査(完了検査の申請又は通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)	昇降機を含む建築物に関する完了検査手数料	<p>前項金額の欄ア又はイの額に、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>ア イに規定する昇降機以外の昇降機の場合 1基ごとに17,000円(小荷物専用昇降機については、10,000円)</p> <p>イ 同法第7条の3第5項の中間検査合格証の交付を受けた昇降機の場合 1基ごとに16,000円(小荷物専用昇降機については、10,000円)</p>
7	建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項又は第18条第14項の規定に基づく建	建築設備に関する完了検査手数料	<p>ア イに規定する昇降機以外の昇降機の場合 1基ごとに17,000円(小荷物専用昇降機については、10,000円)</p> <p>イ 同法第7条の3第5項の中間検</p>

	建築設備に関する完了検査		<p>査合格証の交付を受けた昇降機の場合 1基ごとに16,000円 (小荷物専用昇降機については、10,000円)</p> <p>ウ 昇降機以外の建築設備の場合 1の建築設備ごとに17,000円</p>
8	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第1項又は第18条第14項の規定に基づく工作物に関する完了検査	工作物に関する完了検査手数料	1の工作物ごとに12,000円
9	建築基準法第7条の3第1項又は第18条第17項の規定に基づく建築物に関する中間検査(次項に規定する中間検査を除く。)	建築物に関する中間検査手数料	<p>ア 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。)が30平方メートル以内のもの 13,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 17,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 23,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 31,000円</p> <p>オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 52,000円</p> <p>カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 72,000円</p> <p>キ 床面積の合計が2,000平方メ</p>

			<p>メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 165,000円</p> <p>ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 261,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 552,000円</p>
10	建築基準法第7条の3第1項又は第18条第17項の規定に基づく建築物に関する中間検査(中間検査の申請又は通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)	昇降機を含む建築物に関する中間検査手数料	<p>ア 中間検査の対象が建築物(建築設備を除く。以下この項において同じ。)のみの場合 前項金額の欄アからケまでの金額</p> <p>イ 中間検査の対象が建築物及び昇降機の場合 前項金額の欄アからケまでの額に、中間検査の対象となる昇降機1基ごとに16,000円(小荷物専用昇降機については、10,000円)を加算した額</p> <p>ウ 中間検査の対象が昇降機の場合 中間検査の対象となる昇降機1基ごとに16,000円(小荷物専用昇降機については、10,000円)</p>
11	建築基準法第87条の2において準用する同法第7条の3第1項又は第18条第17項の規定に基づく建築設備の中間検査	建築設備に関する中間検査手数料	<p>ア 昇降機の場合 1基ごとに16,000円(小荷物専用昇降機については、10,000円)</p> <p>イ 昇降機以外の建築設備の場合 1の建築設備ごとに16,000円</p>
12	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3	工作物に関する中間検査手数料	1の工作物ごとに12,000円

	第1項又は第18条第17項の規定に基づく工作物の中間検査		
13	建築基準法第7条の6第1項第1号又は第18条第22項第1号（これらの規定を同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の承認の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	120,000円
14	建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定、変更又は廃止の申請に対する審査	道路の位置の指定、変更又は廃止の申請手数料	50,000円
15	建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	33,000円
16	建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	33,000円
17	建築基準法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定の申請に対する	道路内における建築認定申請手数料	27,000円

	審査		
18	建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	160,000円
19	建築基準法第47条ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	壁面線外における建築許可申請手数料	160,000円
20	建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書(これらの規定を同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地域における建築等許可申請手数料	180,000円
21	建築基準法第51条ただし書(同法第87	特殊建築物等敷地許可申請手数料	160,000円

	条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査		
22	建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の容積率の特例許可申請手数料	160,000円
23	建築基準法第53条第4項又は第5項第3号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外等に係る許可の申請に対する審査	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外等に係る許可申請手数料	33,000円
24	建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号(同法第57条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積の許可申請手数料	160,000円
25	建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに	建築物の高さの特例認定申請手数料	27,000円

	関する特例の認定の申請に対する審査		
26	建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	160,000円
27	建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円
28	建築基準法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
29	建築基準法第57条の2第3項の規定に基づく特例敷地のそれぞれに適用される特例容積率の限度の指定の申請に対する審査	特例容積率の限度の指定申請手数料	ア 敷地の数が2である場合 78,000円 イ 敷地の数が3以上である場合 78,000円に2を超える敷地の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
30	建築基準法第57条の3第2項の規定に基づく特例敷地のそれぞれに適用される特例容積率の限度の指定の取消し申請に対する審査	特例容積率の限度の指定取消し申請手数料	6,400円に敷地の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額

31	建築基準法第57条の4第1項ただし書の規定に基づく特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度の特例の許可の申請に対する審査	特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度の特例許可申請手数料	160,000円
32	建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	160,000円
33	建築基準法第59条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	160,000円
34	建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	160,000円
35	建築基準法第67条の2第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積の最低限度の特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の最低限度の特例許可申請手数料	160,000円

36	建築基準法第67条の2第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置の制限の特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区における建築物の壁面の位置の制限の特例許可申請手数料	160,000円
37	建築基準法第67条の2第9項第2号の規定に基づく建築物の防災都市計画の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度及び高さの最低限度等の特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区における建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度及び高さの最低限度等の特例許可申請手数料	160,000円
38	建築基準法第68条第1項第2号の規定に基づく建築物の高さの最高限度又は最低限度の特例の許可の申請に対する審査	景観地区内における建築物の高さの最高限度又は最低限度の特例許可申請手数料	160,000円
39	建築基準法第68条第2項第2号の規定に基づく壁面の位置の制限の特例の許可の申請に対する審査	景観地区内における壁面の位置の制限の特例許可申請手数料	160,000円
40	建築基準法第68条第3項第2号の規定に基づく敷地面積の最低限度の特例の許可の申請に対する審査	景観地区内における敷地面積の最低限度の特例許可申請手数料	160,000円
41	建築基準法第68条	景観地区内における	27,000円

	第5項の規定に基づく建築物の各部分の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請に対する審査	る建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	
42	建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建ぺい率又は建築規定に基づく建築物の建ぺい率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請に対する審査	再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建ぺい率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
43	建築基準法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可申請に対する審査	再開発等促進区等における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	160,000円
44	建築基準法第68条の3第7項の規定に基づく開発整備促進区における建築物の用途に関する建築制限の適用除外に係る認定申請に対する審査	開発整備促進区における建築物の用途に関する建築制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
45	建築基準法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に	地区計画等の区域における公共施設整備の状況に応	27,000円

	関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	
46	建築基準法第68条の5の2の規定に基づく建築物の容積率の特例に係る認定の申請に対する審査	特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例認定申請手数料	27,000円
47	建築基準法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さの特例の許可の申請に対する審査	地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの特例許可申請手数料	160,000円
48	建築基準法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例又は同条第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率に関する特例又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
49	建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建ぺい率の特例の申請に対する審査	地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料	27,000円
50	建築基準法第68条の7第5項の規定に	予定道路に係る建築物の容積率の特	160,000円

	基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	例許可申請手数料	
51	建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	120,000円
52	建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による特例の認定の申請に対する審査	総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料	ア 建築物の数が2以下である場合 78,000円 イ 建築物の数が3以上である場合 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
53	建築基準法第86条第2項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	ア 建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合 78,000円 イ 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
54	建築基準法第86条第3項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例許可申請手数料	ア 建築物の数が2以下である場合 238,000円 イ 建築物の数が3以上である場合 238,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
55	建築基準法第86条第4項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による建築物の容積率又は	敷地内に広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率又は	ア 建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合 238,000円 イ 建築物の数が2以上である場合 238,000円に1を超える建

	各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	各部分の高さの特例許可申請手数料	建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
56	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	ア 建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合 78,000円 イ 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
57	建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	ア 建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合 238,000円 イ 建築物の数が2以上である場合 238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
58	建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査	一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	ア 建築物(一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合 238,000円 イ 建築物の数が2以上である場合 238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
59	建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による認定又は許可の取消しの申請に対する審査	一の敷地とみなすこと等による認定又は許可の取消し申請手数料	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
60	建築基準法第86条	一団地の住宅施設	27,000円

	の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	
61	建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定	全体計画の認定申請手数料	27,000円
62	建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく全体計画の変更の認定	全体計画の変更の認定申請手数料	27,000円
63	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	ア 長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限り。第65項において同じ。)が提出された場合 (ア) 一戸建ての住宅 6,000円 (イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を、申請に係る住戸を含む1の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(以下この項から第66項までにおいて「申請住戸数」とい

		<p>う。)で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)</p> <p>a 床面積の合計(申請に係る住戸を含む1の建築物の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)が500平方メートル以内のもの 13,000円</p> <p>b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 24,000円</p> <p>c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 35,000円</p> <p>d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 65,000円</p> <p>e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 112,000円</p> <p>f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 185,000円</p> <p>g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 228,000円</p> <p>h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 243,000円</p>
--	--	--

		<p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 57,000円</p> <p>(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を、申請住戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)</p> <p>a 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 127,000円</p> <p>b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 200,000円</p> <p>c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 389,000円</p> <p>d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 692,000円</p> <p>e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1,185,000円</p> <p>f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 2,187,000円</p> <p>g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 3,123,000円</p>
--	--	---

			h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 3,824,000円
64	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請（同法第6条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定の適合についての審査を含む長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	前項金額の欄ア（ア）又はイ（ア）の額（共同住宅等については、同欄ア（イ）aからhまで又はイ（イ）aからhまでの床面積の合計の区分に応じ定める額）に、次のアに定める額を加算し、次のイ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た額（共同住宅等については、その額を申請住戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）） ア 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 （ア） 床面積の合計（申請に係る住戸を含む1の建築物の第1項金額の欄ア（ア）の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以内のもの 7,000円 （イ） 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 14,000円 （ウ） 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 24,000円 （エ） 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 31,000円 （オ） 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メ

			<p>メートル以内のもの 58,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 78,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 235,000円</p> <p>(ク) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 420,000円</p> <p>(ケ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 777,000円</p> <p>イ 建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 昇降機を設置するもの((イ)に掲げるものを除く。)</p> <p>1基ごとに14,000円(小荷物専用昇降機については、5,000円)</p> <p>(イ) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの 1基ごとに7,000円(小荷物専用昇降機については、4,000円)</p> <p>ウ 構造計算適合性判定を要する場合 申請に係る住戸を含む構造計算適合性判定を要する1の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定め</p>
--	--	--	---

		<p>る額</p> <p>(ア) 判定対象床面積が1,000平方メートル以内のもの</p> <p>a b以外のもので 166,800円</p> <p>b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもので 115,350円</p> <p>(イ) 判定対象床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</p> <p>a b以外のもので 222,450円</p> <p>b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもので 143,700円</p> <p>(ウ) 判定対象床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p> <p>a b以外のもので 255,000円</p> <p>b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもので 157,350円</p> <p>(エ) 判定対象床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの</p> <p>a b以外のもので 336,900円</p> <p>b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもので 199,350円</p> <p>(オ) 判定対象床面積が50,000平方メートルを超えるもの</p> <p>a b以外のもので 619,350円</p> <p>b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもので 337,950円</p>
--	--	---

65	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>ア 変更後の長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 3,000円</p> <p>(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）</p> <p>a 床面積の合計（申請に係る住戸を含む1の建築物の変更後の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）が500平方メートル以内のもの 6,500円</p> <p>b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 12,000円</p> <p>c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 17,500円</p> <p>d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 32,500円</p> <p>e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 56,000円</p>
----	---	-----------------------------	---

			<p>f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 92,500円</p> <p>g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 114,000円</p> <p>h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 121,500円</p> <p>イ ア以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 28,500円</p> <p>(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)</p> <p>a 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 63,500円</p> <p>b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 100,000円</p> <p>c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 194,500円</p> <p>d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 346,000円</p> <p>e 床面積の合計が5,000平</p>
--	--	--	---

			<p>方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 592,500円</p> <p>f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1,093,500円</p> <p>g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1,561,500円</p> <p>h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 1,912,000円</p>
66	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。)に対する審査	建築基準関係規定の適合についての審査を含む長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	第64項金額の欄アの額に、前項金額の欄ア(ア)又はイ(ア)の額(共同住宅等については、同欄ア(イ)aからhまで又はイ(イ)aからhまでの床面積の合計の区分に応じ定める額)を加算し、第64項金額の欄イ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た額(共同住宅等については、その額を申請住戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額))
67	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	譲受人を決定した場合の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	2,200円
68	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	認定計画実施者の	2,200円

	及の促進に関する法律第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	地位の承継の承認申請手数料	
69	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項の登録建築物調査機関が作成したものに限り。第71項アにおいて同じ。)が提出された場合 (ア) 一戸建ての住宅 5,000円 (イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 申請に係る1の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(以下この項及び第71項において「申請住戸数」という。)が1戸のもの 5,000円 b 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの 10,000円 c 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの 18,000円

			<p>d 申請住戸数が10戸を超え25戸以内のもの 31,000円</p> <p>e 申請住戸数が25戸を超え50戸以内のもの 52,000円</p> <p>f 申請住戸数が50戸を超え100戸以内のもの 94,000円</p> <p>g 申請住戸数が100戸を超え200戸以内のもの 149,000円</p> <p>h 申請住戸数が200戸を超え300戸以内のもの 188,000円</p> <p>i 申請住戸数が300戸を超えるもの 201,000円</p> <p>(ウ) 住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 10,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 31,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 94,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 149,000円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000</p>
--	--	--	--

		<p>平方メートル以内のもの 188,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 235,000円</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 38,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 申請住戸数が1戸のもの 38,000円</p> <p>b 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの 66,000円</p> <p>c 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの 96,000円</p> <p>d 申請住戸数が10戸を超え25戸以内のもの 140,000円</p> <p>e 申請住戸数が25戸を超え50戸以内のもの 203,000円</p> <p>f 申請住戸数が50戸を超え100戸以内のもの 301,000円</p> <p>g 申請住戸数が100戸を超え200戸以内のもの 411,000円</p> <p>h 申請住戸数が200戸を超え300戸以内のもの 539,000円</p> <p>i 申請住戸数が300戸を超えるもの 633,000円</p> <p>(ウ) 共同住宅の共用部分</p>
--	--	--

		<p>次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 111,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 192,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 303,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 394,000円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 474,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 553,000円</p> <p>(エ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 250,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 412,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平</p>
--	--	--

			<p>方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 591,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 731,000円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 867,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 989,000円</p>
70	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(同法第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。)に対する審査	建築基準関係規定の適合についての審査を含む低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	<p>前項に規定する合算して得た金額に、次のアに定める額を加算し、次のイ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た額</p> <p>ア 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 7,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 14,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 24,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 31,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メ</p>

			<p>メートル以内のもの 58,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 78,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 235,000円</p> <p>(ク) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 420,000円</p> <p>(ケ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 777,000円</p> <p>イ 建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 昇降機を設置するもの((イ)に掲げるものを除く。)) 1基ごとに14,000円(小荷物専用昇降機については、5,000円)</p> <p>(イ) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの 1基ごとに7,000円(小荷物専用昇降機については、4,000円)</p> <p>ウ 構造計算適合性判定を要する場合 申請に係る構造計算適合性判定を要する1の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p>
--	--	--	--

			<p>(ア) 判定対象床面積が1,000平方メートル以内のもの a b以外のもので 166,800円 b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもので 115,350円</p> <p>(イ) 判定対象床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの a b以外のもので 222,450円 b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもので 143,700円</p> <p>(ウ) 判定対象床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの a b以外のもので 255,000円 b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもので 157,350円</p> <p>(エ) 判定対象床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの a b以外のもので 336,900円 b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもので 199,350円</p> <p>(オ) 判定対象床面積が50,000平方メートルを超えるもの a b以外のもので 619,350円 b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもので 337,950円</p>
71	都市の低炭素化の促進に関する法律	低炭素建築物新築等計画変更認定申請	次に掲げる額を合算して得た額

<p>第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)</p>	<p>請手数料</p>	<p>ア 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 2,500円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 申請住戸数が1戸のもの 2,500円</p> <p>b 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの 5,000円</p> <p>c 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの 9,000円</p> <p>d 申請住戸数が10戸を超え25戸以内のもの 15,500円</p> <p>e 申請住戸数が25戸を超え50戸以内のもの 26,000円</p> <p>f 申請住戸数が50戸を超え100戸以内のもの 47,000円</p> <p>g 申請住戸数が100戸を超え200戸以内のもの 74,500円</p> <p>h 申請住戸数が200戸を超え300戸以内のもの 94,000円</p> <p>i 申請住戸数が300戸を超えるもの 100,500円</p> <p>(ウ) 住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住</p>
--	-------------	---

		<p>宅建築物 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 5,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 15,500円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 47,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 74,500円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 94,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 117,500円</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 19,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 申請住戸数が1戸のもの 19,000円</p> <p>b 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの 33,000円</p> <p>c 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの 48,000円</p>
--	--	--

			円
			d 申請住戸数が10戸を超え 25戸以内のもの 70,000 円
			e 申請住戸数が25戸を超え 50戸以内のもの 101,500 円
			f 申請住戸数が50戸を超え 100戸以内のもの 150,50 0円
			g 申請住戸数が100戸を超 え200戸以内のもの 205, 500円
			h 申請住戸数が200戸を超 え300戸以内のもの 269, 500円
			i 申請住戸数が300戸を超 えるもの 316,500円
			(ウ) 共同住宅の共用部分 次に掲げる区分に応じそれぞ れ次に定める額
			a 床面積の合計が300平方 メートル以内のもの 55, 500円
			b 床面積の合計が300平方 メートルを超え2,000平方 メートル以内のもの 96, 000円
			c 床面積の合計が2,000平 方メートルを超え5,000平 方メートル以内のもの 151,500円
			d 床面積の合計が5,000平 方メートルを超え10,000 平方メートル以内のもの 197,000円

			<p>e 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 237,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 276,500円</p> <p>(エ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 125,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 206,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 295,500円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 365,500円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 433,500円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 494,500円</p>
72	都市の低炭素化の促進に関する法律	建築基準関係規定の適合についての	第70項金額の欄アの額に、前項に規定する合算して得た金額を

	第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請料 (同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。)に対する審査	審査を含む低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	加算し、第70項金額の欄イ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た額
73	埼玉県屋外広告物条例第6条第1項、第7条第5項及び第12条第1項の規定に基づく許可(同条例第11条第3項の規定に基づく期間の更新を含む。)の申請に対する審査	屋外広告物許可申請手数料	ア 広告塔 1平方メートル(単位1平方メートル未満のものは、1平方メートルとして計算する。)につき 350円 イ 広告板 1平方メートル(単位1平方メートル未満のものは、1平方メートルとして計算する。)につき 350円 ウ 紙製又は布製の立看板 1個につき 170円 エ ウ以外の立看板 1個につき 350円 オ 掛看板 1個につき 700円 カ 広告幕(つり下げを含む。) 1張につき 350円 キ 広告旗 1本につき 350円 ク 電柱、街灯柱その他電柱に類するものの利用広告(はり紙及びはり札を除く。) 1個につき 350円 ケ 標識利用広告 1個につき 170円 コ アドバルーン 1個につき 1,750円 サ アーチ利用広告 1基につき

			<p>3,500円</p> <p>シ はり紙 50枚(単位50枚未満のものは、50枚として計算する。)につき 350円</p> <p>ス はり札 10枚(単位10枚未満のものは、10枚として計算する。)につき 350円</p> <p>セ 自動車利用広告</p> <p>(ア) 広告宣伝用自動車を利用するもの 1台につき 2,000円</p> <p>(イ) その他のもの 1台につき 800円</p>
74	都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	<p>ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為</p> <p>(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの 9,100円</p> <p>(イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 23,000円</p> <p>(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 45,000円</p> <p>(エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 89,000円</p> <p>(オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 135,000円</p> <p>(カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 180,000円</p> <p>(キ) 開発区域の面積が6ヘク</p>

		<p>タール以上10ヘクタール未満のもの 230,000円</p> <p>(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの 320,000円</p> <p>イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為</p> <p>(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの 14,000円</p> <p>(イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 32,000円</p> <p>(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 68,000円</p> <p>(エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 125,000円</p> <p>(オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 210,000円</p> <p>(カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 280,000円</p> <p>(キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 360,000円</p> <p>(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの 510,000円</p> <p>ウ ア及びイ以外のお開発行為</p>
--	--	--

			<p>(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの 91,000円</p> <p>(イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 140,000円</p> <p>(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 200,000円</p> <p>(エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 280,000円</p> <p>(オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 420,000円</p> <p>(カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 550,000円</p> <p>(キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 710,000円</p> <p>(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの 930,000円</p>
75	都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額(合算した額が930,000円を超えるときは930,000円)</p> <p>ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後</p>

			<p>の開発区域の面積)に応じた前項に定める額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな土地の開発区域への編入に係る同法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前項に定める額</p> <p>ウ ア及びイ以外の変更については、10,500円</p>
76	都市計画法第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	市街化調整区域内における建築物の特例許可申請手続料	1件につき48,000円
77	都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	予定建築物等以外の建築等申請手数料	1件につき27,000円
78	都市計画法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	<p>ア 敷地の面積が0.1ヘクタール未満の場合 7,100円</p> <p>イ 敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 19,000円</p> <p>ウ 敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 42,000円</p> <p>エ 敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 74,000円</p>

			オ 敷地の面積が1ヘクタール以上の場合 107,000円
79	都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 1,800円 イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合 2,900円 ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイ以外のものである場合 18,000円
80	都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	用紙1枚につき520円
81	都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定に基づく都市	開発行為又は建築等に関する証明書の交付手数料	1件につき6,400円

計画法第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条第1項又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付	
--	--

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成25年9月3日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

平成26年4月1日から、埼玉県からの権限移譲により久喜市が特定行政庁として発足することに伴い、この案を提出するものであります。

議案第 107号

久喜市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

久喜市営自転車等駐車場条例(平成22年久喜市条例第193号)の一部を次のように改正する。

別表東鷲宮駅西口自転車駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

平成25年9月3日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

J R東鷲宮駅西口に新たな自転車駐車場が開設されることに伴い、既存の市営自転車駐車場を廃止するため、この案を提出するものであります。

議案第108号

久喜市建築審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第83条の規定に基づき、久喜市建築審査会(以下「審査会」という。)の組織、議事その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人をもって組織する。

(招集)

第3条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を招集しなければならない。

- (1) 法の規定に基づき、市長から同意を求められたとき。
- (2) 法の規定に基づき、裁決をする必要があるとき。
- (3) 市長から諮問があったとき。
- (4) 委員の半数以上の者から、審査会に付議する事件を示して、招集の請求があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるとき。

(会議)

第4条 会長は、会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門調査員)

第6条 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

3 専門調査員は、会長の命を受け、専門の事項を調査する。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、建設部開発建築課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に埼玉県建築審査会規則(平成17年埼玉県規則第124号)の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表土地区画整理審議会の項の次に次のように加える。

建築審査会	委員	日額 10,000円
-------	----	------------

平成25年9月3日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

平成26年4月1日から、埼玉県からの権限移譲により久喜市が特定行政庁として発足することに伴い、この案を提出するものであります。

議案第109号

久喜市都市公園条例の一部を改正する条例

久喜市都市公園条例(平成22年久喜市条例第209号)の一部を次のように改正する。

別表第1八束緑地グラウンドの項を削る。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

平成25年9月3日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

埼玉県から使用貸借している八束緑地グラウンドの土地を返還するため、この案を提出するものであります。

議案第 110 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 久喜市本庁舎耐震補強及び改修（建築）工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 679,350,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 小川・黒須特定建設工事共同企業体
（代表者）埼玉県久喜市久喜本11-4-D103
小川工業株式会社久喜営業所
営業所長 蓮 沼 邦 意 |

平成 25 年 9 月 3 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

久喜市本庁舎耐震補強及び改修（建築）工事の請負契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第 1 1 1 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 久喜市本庁舎耐震補強及び改修（電気設備）工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 230,979,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 電成・進栄特定建設工事共同企業体
（代表者）埼玉県川越市三久保町8番地4
株式会社電成社
代表取締役 山 口 裕 |

平成 2 5 年 9 月 3 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

久喜市本庁舎耐震補強及び改修（電気設備）工事の請負契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第 1 1 2 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 久喜市本庁舎耐震補強及び改修（機械設備）工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 247,800,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | アペックエンジ・黒川特定建設工事共同企業体
（代表者）埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目11番地7
株式会社アペックエンジニアリング
代表取締役 神 野 兼 次 |

平成 2 5 年 9 月 3 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

久喜市本庁舎耐震補強及び改修（機械設備）工事の請負契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第 1 1 3 号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、議決を求める。

- | | |
|-------------|---|
| 1 契約の目的 | さくら保育園改築（建築）工事 |
| 2 変更請負金額 | 214,903,500円 |
| 3 今回変更による増額 | 4,903,500円 |
| 4 契約の相手方 | 高橋組・小林建設特定建設工事共同企業体
（代表者）埼玉県久喜市南4丁目3番4号
株式会社高橋組久喜支店
久喜支店長 樋口芳宏 |

平成 2 5 年 9 月 3 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

さくら保育園改築（建築）工事の請負変更契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

報告第8号

専決処分の報告について

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

平成25年9月3日提出

久喜市長 田 中 暄 二

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 331,915 円
- 2 相手方 さいたま市見沼区中川858-7
山 田 恵 司
- 3 事故の概要

平成25年5月10日午後3時00分頃、学校支援者が本町小学校校庭の隣接地との境界線付近において刈払機で除草作業をしていたところ、石が飛び跳ね、隣接駐車場に駐車していた自動車のリアガラス及びフェンダー部分に損傷を与えた。

平成25年8月7日

久喜市長 田 中 暄 二

報告第9号

平成24年度決算に係る財政健全化に関する比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成24年度における久喜市の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

平成25年9月3日提出

久喜市長 田 中 暄 二

財政健全化に関する比率

健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	－	(11.80)
連結実質赤字比率	－	(16.80)
実質公債費比率	10.0	(25.0)
将来負担比率	87.9	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないことから、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、「－」を記載しています。
- 2 早期健全化基準を、括弧内に記載しています。

資金不足比率 (単位：%)

下水道事業特別会計	－	(20.0)
農業集落排水事業特別会計	－	(20.0)
土地区画整理事業特別会計	－	(20.0)
水道事業会計	－	(20.0)

備考

- 1 いずれの特別会計においても資金不足額が生じていないことから、資金不足比率については、「－」を記載しています。
- 2 経営健全化基準を、括弧内に記載しています。



久 監 査 第 2 8 0 号

平成 2 5 年 8 月 1 9 日

久喜市長 田 中 暄 二 様

久喜市監査委員 矢 島 隆

久喜市監査委員 岸 輝 美

財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された平成24年度決算にかかる健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおりその意見を提出する。

平成24年度 一般会計財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成24年度	平成23年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	11.80 (%)
② 連結実質赤字比率	—	—	16.80
③ 実質公債費比率	10.0	10.9	25.0
④ 将来負担比率	87.9	98.4	350.0

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成24年度一般会計の実質収支は黒字となっており、実質赤字比率は早期健全化基準の11.80%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

平成24年度の連結実質赤字収支等は黒字となっており、連結実質赤字比率は早期健全化比率の16.80%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

平成24年度の実質公債費比率は10.0%となっており、前年度より0.9ポイントの減となった。

早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

平成24年度の将来負担比率は87.9%となっており、前年度より10.5

ポイントの減となった。

早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

- (3) 是正改善を要する事項
指摘すべき事項は特になし。



久 監 査 第 2 7 8 号

平成 2 5 年 8 月 1 9 日

久喜市長 田 中 暄 二 様

久喜市監査委員 矢 島 隆

久喜市監査委員 岸 輝 美

経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された平成 2 4 年度決算にかかる資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおりその意見を提出する。

別紙 1

平成 24 年度 下水道事業特別会計（法非適用企業）
経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 24 年度	平成 23 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

別紙 2

平成 24 年度 農業集落排水事業特別会計（法非適用企業）
経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 24 年度	平成 23 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

別紙 3

平成 24 年度 土地区画整理事業特別会計（法非適用企業）
経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 24 年度	平成 23 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

別紙 4

平成 24 年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 24 年度	平成 23 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にある。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。